

熊広県第123号
平成30年3月30日

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通達）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第94号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第6号）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第7号）が本日公布され、本年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正に伴い、

- 幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ
- 重傷病給付金の給付期間の延長
- 仮給付金の額の制限の見直し
- 親族間犯罪における減額・不支給事由の見直し

が行われるなど、改正令等の趣旨及び概要等については別添のとおりであるので、改正内容に関する職員への周知徹底を図るとともに、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 別添「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行例の一部を改正する政令等の施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。